都市公園内の防災器具庫の設置許可について

都市公園内へ防災器具庫の設置を検討している。

各区の土木事務所

サイズは小規模な倉庫に該当する。

Yes

No

確認事項
・具体的なサイズは？
・公園内のどこに設置したいか？

設置許可申請
・公園施設設置許可申請書
・防災器具庫設置確認書
・位置図
・構造・色がわかる図面等
　メーカーのカタログ、図面、基礎構造図

設置工事

完了届提出

○建築士へ相談&業務依頼
○住宅都市局建築指導課建築相談係へ相談
確認事項
・具体的なサイズは？
・公園内のどこに設置したいか？
・公園内の他の建築物の状況は？

建築確認申請等の手続き※

※主に建築士の業務

確認済証の収受※
もしくは
建築士による適法性の証明書の作成※

設置許可申請
・公園施設設置許可申請書
・防災器具庫設置確認書
・位置図
・構造・色がわかる図面等
　メーカーのカタログ、
　図面基礎構造図
・建築確認申請確認済証※もしくは建築士による適法性の証明書※

設置工事

完了検査申請※（確認申請をした機関）

検査済証の収受※

検査済証の写しと
完了届提出

防災器具庫とは・・・
震災などの災害時に人命を救助するのに必要となる器具（バール、ジャッキ、のこぎりなど）を格納するための倉庫です。

小規模な倉庫とは？
（愛知県建築基準法関係例規集　平成29年度版より）

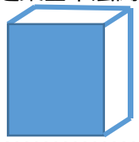

床面積3.3㎡以内
奥行1.0m以下
最高高さ2.3m以下

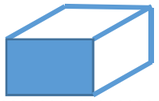

床面積3.3㎡以内
最高高さ1.4m以下
（奥行1.0m以上も可）

※建築確認申請等とは・・・
・小規模な倉庫に該当しないサイズの倉庫は建築物に該当します。したがって、建築確認申請もしくは建築士による適法性の証明が必要です。
・公園内の建築物の有無、用途地域等により建築確認申請が不要（審査機関が受け付けない）場合があります。その場合は建築士による適法性の証明書が必要です。
建築確認申請が必要かどうかは、建築士にご相談の上、建築審査機関へ確認を依頼してください。